項目	行政指導の対象となる内容	行政指導対象者	行政指導内容
①立看板等の散乱防止	立看板等（立看板、はり紙、はり札及びこれらに類するもの）を設置する場合は、屋外広告物法及び福岡県屋外広告物条例を遵守し、設置した立看板等が地域の環境や町民の安全を損なうおそれが生じたとき、又はその役割を終えるかその機能が失われたことで、当該場所及びその周辺に立看板等が散乱した場合に、自らの責任において必要な措置や処理をしなかった場合	立看板等の設置者	改善指導や必要に応じ福岡県その他関係行政機関に必要な措置を要請
②車両の放置禁止 	公共の場所や自己が所有又は管理する以外の土地等に車両（自動車、原動機付自転車、軽車両及び自転車で、機能の一部や全部を失った状態のものを含む）が放置されていると判明した場合		関係行政機関に通報するなどの措置 当該放置車両に注意書を張り付け
	注意書を張り付け、そのままの放置状態で７日間経過した場合		当該放置車両の撤去、保管
	保管した放置車両について、14日間その旨を公告し、公告の措置を行った日から起算して３月を経過しても所有者等が引き取らない場合	放置車両の所有者等（所有又は権限に基づき占有もしくは管理する者）が確認できる場合	当該所有者等に引取通知
		所有者等が確認できない場合	当概放置車両の処分
	放置車両を撤去し、保管した場合及び処分した場合	当該放置車両の所有者等	当概放置車両の撤去、保管、処分に要した費用の請求